平成３０年（フ）第１５号
島根県出雲市塩冶町1497番地２グレースコート１－101、前住所鳥取県境港市財ノ木町656番地22
債務者　竹内　　寿
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第１３号
香川県善通寺市吉原町644番地
債務者　亀岡　春奈
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第２１号
香川県仲多度郡多度津町堀江３丁目２番23号ミッテパラッツオ202号
債務者　佐竹　千穂（旧姓中越）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第２７号
香川県丸亀市川西町南207番地３　養護老人ホーム土器川荘
債務者　三野カヲル
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第２９号
香川県仲多度郡まんのう町四條212番地１
ＧＲＡＮＤＩＲ・Ａ101号
債務者　近藤　隆子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３２号
香川県坂出市西庄町1635番地１　清水園
債務者　木村　正信
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３５号
香川県善通寺市金蔵寺町762番地２　金蔵寺ハイツ105号
債務者　中村　浩之
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３２１号
名古屋市天白区平針南２丁目103番地　平針住宅Ｅ－904
債務者　福本　千景
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４７３号
愛知県春日井市森山田町83番地２　平畑工業株式会社内
債務者　赤坂　春治
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８１号
長崎県長崎市田上３丁目21番31号　金子ビル
債務者　平山　清隆
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
長崎県長崎市福田本町1234番地
債務者　並川しのぶ
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７１号
茨城県ひたちなか市大字中根1993番地
債務者　永井とし子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第７３号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4541番地　町営矢頭団地Ｃ棟405号室
債務者　熊田　佳子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第８４号
茨城県常陸大宮市若林830番地の６
債務者　好　　和男
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１０３号
茨城県水戸市堀町2259番地の９　エレファントファイブ206号
債務者　桐原ひろみ
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４７号
茨城県古河市東山田1815番地332
債務者　平川　泰治
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第４８号
茨城県下妻市江2081番地４　ＳＵＮハイツ101号室、前住所茨城県下妻市半谷636番地16
債務者　鈴木　文子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部